

【お財布サポート by えらべる倶楽部】重要事項(※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1) サービス名

「お財布サポート by えらべる倶楽部」

(2) サービスの種類

業務提携先の法人又は団体が入会を認めた利用者に対し、暮らしやレジャーに役立つサービスや情報等を提供することにより、豊かな生活のお手伝いをすることができるサービス。本サービスの対象者は本倶楽部に入会申込みを行った個人及びその配偶者及びその二親等以内の親族となります。

各サービスの詳細は「お財布サポート by えらべる倶楽部」Web サイトにてご確認くださいか、または光マツハ販売担当者までお問い合わせください。

(3) ご利用料金

月額基本料金：550 円

※「お財布サポート by えらべる倶楽部」のご利用には、株式会社サブスクリプション(以下、「サブスクリプション」といいます)指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

1. サブスクリプションが定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
2. その他サブスクリプションが定める支払方法※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5) サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、サブスクリプション及びセールspartnerの申込み処理手続きが完了した後、サブスクリプションがサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

※本サービスお申し込みかつインターネット回線開通後に本サービスの必要情報のご登録をされず、ご利用をされなかった場合もご利用料金は発生いたします。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称	株式会社セールspartner
住 所	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
代表者氏名	大高 渉

(7) キャンペーンについて

光マツハをご利用のお客さま

ご契約の光インターネット回線のマイページにてお問い合わせください。

(8) サービスに隠れた瑕疵がある場合のセールスパートナーの責任について

上記サービスの提供に関し、セールスパートナーが負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とし、セールスパートナーはこれを賠償するものとします。

(9) 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※ 契約の解除に関する書面には、「お財布サポート by えらべる倶楽部 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時にサブスクリプション及びセールスパートナーにご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

●●●をご利用のお客さま

宛名 光サービス事務センター

住所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル
りらいあコミュニケーションズ(株)内

※ 上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記 1 に記載した事項にかかわらず、お客さまが、セールスパートナーが特定商取引法第 21 条第 1 項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又はセールスパートナーが同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、セールスパートナーが交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第 24 条第 1 項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、

その効力が生じます。

4. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、セールspartnerは、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、セールspartnerは当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、セールspartnerが当該契約に関連して金銭を受領しているときは、セールspartnerは、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第 24 条第 1 項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは、セールspartnerに対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(10) サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

光マツハをご利用のお客さま

光インターネットサポートデスク 電話番号：0570-099-084 または 03-5796-6257

受付時間：10:00～18:00 (1月1日、2日および弊社指定のメンテナンス日を除く)